

注 平成12年12月から改正経過を注記した。

釜石市営住宅管理規則(昭和37年釜石市規則第18号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条)

第1章の2 市営住宅等の整備基準(第1条の2)

第2章 市営住宅の管理(第2条—第20条)

第3章 社会福祉法人等の使用(第21条・第22条)

第4章 共同施設の管理(第23条—第27条)

第5章 補則(第28条—第33条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、釜石市営住宅条例(平成9年釜石市条例第23号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第1章の2 市営住宅等の整備基準

第1条の2 条例第3条の8第2項から第5項まで、第3条の9第3項、第3条の10及び第3条の11に規定する規則で定める措置は、別表第1のとおりとする。

第2章 市営住宅の管理

(入居者資格の特例)

第2条 条例第5条第1項第1号に規定する市長が別に定める市営住宅は、別表第2のとおりとする。

(入居の申込み及び決定)

第2条の2 条例第7条第1項に規定する入居の申込みは、市営住宅入居申込書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に行わなければならない。

- (1) 入居しようとする者(同居しようとする親族を含む。以下同じ。)の収入の額を証する書類
- (2) 入居しようとする者の住民票の写し
- (3) 入居しようとする者の市町村民税又は特別区民税の納税証明書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 条例第7条第2項の規定による通知は、市営住宅入居者決定通知書(様式第2号)によるものとする。

(条例第5条第2項第2号の障害の程度)

第2条の3 条例第5条第2項第2号の規則で定める障害の程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
- (2) 精神障害(知的障害を除く。次号及び第2条の5において同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度
- (3) 知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度
(条例第5条第2項第3号の障害の程度)

第2条の4 条例第5条第2項第3号の規則で定める障害の程度は、恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症とする。

(条例第5条第5項第1号アの障害の程度)

第2条の5 条例第5条第5項第1号アの規則で定める障害の程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 身体障害 第2条の3第1号に規定する程度
- (2) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度
- (3) 知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度
(条例第5条第5項第1号イの障害の程度)

第2条の6 条例第5条第5項第1号イの規則で定める障害の程度は、第2条の4に規定する程度とする。

(優先的に入居させることができる老人及び心身障害者の要件)

第3条 条例第8条第3項に規定する老人の要件は、公営住宅法(昭和26年法律第193号)第23条第1項に規定する親族がない60歳以上の者又は当該親族のすべてが次の各号のいずれかに該当する60歳以上の者とする。

- (1) 配偶者
- (2) 18歳未満の者
- (3) 60歳以上の者

- (4) 次項に規定する心身障害者
- 2 条例第8条第3項に規定する心身障害者の要件は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 戦傷病者にあつては、恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害がある者
 - (2) 一般身体障害者にあつては、身体障害者福祉法施行規則別表第5号の4級以上の障害がある者
 - (3) 知的障害者等の精神的障害を有する者にあつては、知的障害の程度が児童相談所の長、知的障害者更生相談所の長等により、重度若しくは中度の知的障害者又は同程度の精神的障害を有していると判定された者(入居の手続等)
- 第4条 条例第10条第1項第1号に規定する請書は、市営住宅入居請書(様式第3号)とする。
- 2 条例第10条第1項第1号に規定する市長が必要と認める書類は、緊急連絡人となる者の本人確認書類の写しとする。
- 3 条例第10条第5項の規定による通知は、市営住宅入居可能日通知書(様式第4号)によるものとする。
(緊急連絡人の変更)
- 第5条 入居者は、緊急連絡人が氏名、住所等を変更し、又は死亡し、若しくは特別の事情により緊急連絡人を継続できなくなった場合においては、速やかに市営住宅緊急連絡人変更届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。
(同居の承認の基準)
- 第6条 条例第12条の承認は、次に掲げる要件を備えている入居者について行うものとする。
- (1) 同居後における当該入居者に係る収入が条例第5条第2号に規定する金額を超えないこと。
 - (2) 条例第42条第1項(第6号)に該当する場合を除く。)の規定による明渡し請求を受けていないこと。
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、条例第12条の承認を得ようとする者又はその同居者が病気にかかっていることその他の特別の事情があると認めたときは、同条の承認を行うことができる。
(同居の承認の申請等)
- 第7条 条例第12条の承認を得ようとする入居者は、市営住宅同居承認申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 入居者との関係を証することのできる戸籍の抄本及び謄本
 - (2) 同居させようとする者の住民票の写し
 - (3) 同居させようとする者の収入の額を証する書類
- 2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、市営住宅同居承認書(様式第8号)により、入居者に対し通知するものとする。
(同居者の異動)
- 第8条 入居者は、出生、死亡、婚姻、養子縁組、転出等により同居者に異動があつたときは、速やかに市営住宅同居者異動届(様式第9号)に異動を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、異動した者に収入があるときは、その者に係る収入の額を証する書類を併せて添えなければならない。
(入居の承継の承認の基準)
- 第9条 条例第13条に規定する入居の承継の承認は、次の要件を備えている者について行うものとする。
- (1) 条例第13条の承認を得ようとする者が、死亡し、又は退去した入居者と同居を開始した日から引き続き市営住宅に居住している者で次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 入居者の入居時から引き続き同居している者
 - イ 条例第12条の承認を得た者で当該承認を得た日から起算して1年以上経過しているもの
 - ウ 婚姻、出生又は養子縁組により、死亡、又は退去した入居者との同居を開始した者で前条の届出があつたもの
 - (2) 条例第13条の承認を得ようとする者に係る当該承認をした場合における収入が公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「政令」という。)第9条第1項に規定する金額を超えないこと。
 - (3) 死亡し、又は退去した入居者が条例第42条第1項(第6号)に該当する場合を除く。)の規定による明渡し請求を受けていないこと。
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、条例第13条の承認を得ようとする者又はその同居者が病気にかかっていることその他の特別の事情があると認めるときは、同条の承認を行うことができる。
(入居の承継の承認の申請等)
- 第10条 条例第13条の承認を得ようとする者は、入居者が死亡し、又は退去した日の翌日から起算して30日以内に、市営住宅入居承継承認申請書(様式第10号)に当該入居者が死亡し、又は退去したことを証する書類、市営住宅連帯保証人請書及び第4条第2項に規定する書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請を承認したときは、市営住宅入居承継承認書(様式第11号)により当該申請をした者に通知するものとする。
(収入の申告等)
- 第11条 条例第15条第1項の収入の申告は、毎年7月末日までに、収入申告書(様式第12号)に入居者及びその同居者の収入の額を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。
(収入の額の認定等の通知)

第12条 条例第15条第3項の規定により収入の額を認定したときは、当該認定した収入の額及び条例第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項に規定する毎月の家賃の額を市営住宅収入認定額通知書(様式第13号)により入居者に通知するものとする。

2 入居者は、条例第15条第4項の規定により意見を述べようとするときは、市営住宅収入認定額(収入超過者認定・高額所得者認定)更正申出書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申出をした入居者の認定した収入の額を更正したときは、市営住宅収入認定額更正通知書(様式第15号)により当該入居者に通知するものとする。

(家賃の減免の基準等)

第13条 条例第16条(条例第31条第3項、条例第33条第3項及び第54条において準用する場合を含む。以下同じ。)の家賃の減免の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額以内とし、その減免の期間は、1年を超えない範囲内で入居者及び同居者の事情を考慮して認める期間とする。

(1) 入居者又はその同居者の収入が失職その他の理由により低額である場合 家賃に、収入に応じて市長が別に定める率を乗じて得た額

(2) 入居者又はその同居者が病気にかかり、収入から治療費を差し引いた額が低額である場合 家賃に、収入に応じて市長が別に定める率を乗じて得た額

(3) 入居者又はその同居者が災害により損害を受けた場合で収入から当該損害の額を差し引いた額が低額であるとき 家賃に、収入に応じて市長が別に定める率を乗じて得た額

(4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者である入居者の家賃が同法による住宅扶助基準額を超える場合 当該超える額

(5) 入居者又はその同居者が病気にかかり、過大の治療費を必要とし、又は災害により著しい被害を受けたこと等により長期にわたり無資力若しくはこれに近い状態にあり、かつ、家賃を支払うことができる見込みがないと認める場合 家賃の全額

(6) 条例第5条第1項第2号イに規定する市営住宅の入居者(東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第20条の規定により公営住宅法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者及び福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第28条又は第40条の規定により公営住宅法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者に限る。)が条例第29条第1項又は第2項に規定する収入超過者又は高額所得者と認定され、かつ、当該入居者に係る家賃の額が、市長が別に定める額を超える場合 当該家賃の額から市長が別に定める額を控除した額

(7) 前各号に準ずる特別の事情があると市長が認める場合 市長が定める額

2 条例第16条及び条例第19条第2項の徴収の猶予をする場合において、当該徴収の猶予をする額は、入居者が一時に納付することができないと認められる金額を限度として市長が認める額として、当該徴収の猶予をする期間は、1年を超えない範囲内で、市長が入居者及びその同居者の事情を考慮して認める期間とする。

(家賃又は敷金の減免等の申請等)

第14条 条例第16条及び条例第19条第2項の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、市営住宅家賃(敷金)減免(徴収猶予)申請書(様式第16号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、市営住宅家賃(敷金)減免(徴収猶予)承認通知書(様式第17号)により申請者に通知するものとする。

(長期不在のときの届出)

第15条 条例第25条(条例第46条及び条例第65条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、市営住宅(駐車場)不使用届(様式第18号)により行わなければならない。

(市営住宅の用途外の使用の申請等)

第16条 条例第27条ただし書の承認を得ようとするときは、市営住宅用途外使用承認申請書(様式第19号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、市営住宅用途外使用承認通知書(様式第20号)により申請者に通知するものとする。

(市営住宅の模様替及び増築の申請等)

第17条 条例第28条第1項ただし書の承認を得ようとするときは、市営住宅原状変更承認申請書(様式第21号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、市営住宅原状変更承認通知書(様式第22号)により申請者に通知するものとする。

(収入超過者等の認定の通知等)

第18条 条例第29条第1項の規定による通知は、市営住宅収入超過者認定通知書(様式第23号)によるものとする。

2 条例第29条第2項の規定による通知は、市営住宅高額所得者認定通知書(様式第24号)によるものとする。

3 条例第29条第3項の規定により意見を述べようとするときは、市営住宅収入認定額(収入超過者認定・高額所得者認定)更正申出書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の申出をした入居者の収入超過者又は高額所得者の認定を更正したときは、市営住宅収入超過者(高額所得者)認定更正通知書(様式第25号)により当該申出をした入居者に通知するものとする。

(新たに整備される市営住宅への入居の申出等)

第19条 条例第38条の申出は、市営住宅入居申出書(様式第26号)により市長に行わなければならない。

2 市長は、前項の申出をした入居者を新たに整備される市営住宅の入居者として決定したときは、市営住宅建替事業に伴う市営住宅入居決定通知書(様式第27号)により当該申出をした入居者に通知するものとする。
(住宅の明渡しの届出等)

第20条 条例第41条第1項の規定による届出は、市営住宅明渡届(様式第28号)によるものとする。

2 条例第19条第3項の規定による還付を受けようとする入居者は、条例第41条第1項の検査を受けた後、敷金還付請求書(様式第29号)を市長に提出しなければならない。

第3章 社会福祉法人等の使用

(使用許可の申請等)

第21条 条例第44条第1項に規定する書面は、市営住宅使用許可申請書(様式第30号)とする。

2 条例第44条第2項に規定する通知は、市営住宅使用許可(不許可)通知書(様式第31号)によるものとする。
(使用料)

第22条 条例第45条第1項の市長が定める額は、政令第2条に規定する方法により算出した額とする。この場合において、同条第1項の家賃算定基礎額は、同条第2項の表の上欄の最も低い入居者の収入の区分に応ずる同表の下欄に定める額とする。

第4章 共同施設の管理

(駐車場の利用の申込み等)

第23条 条例第58条の駐車場の利用の申込みは、市営住宅駐車場利用申込書(様式第32号)に次に掲げる書類を添えて市長に行わなければならない。

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 運転免許証の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 条例第59条第1項に規定する通知は、市営住宅駐車場利用許可書(様式第33号)によるものとする。

(使用自動車の変更届)

第24条 前条の規定により許可を受けた者が使用する自動車を変更したときは、速やかに市営住宅駐車場使用自動車変更届(様式第34号)に変更した自動車の自動車検査証の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(保管場所の証明)

第25条 第23条の規定により許可を受けた者が自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第1号)第1条第2項第1号に規定する書面を必要とするときは、市営住宅駐車場使用許可証明書交付申請書(様式第35号)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、速やかに内容を審査し、市営住宅駐車場使用許可証明書(様式第36号)を交付するものとする。

3 市長は、前項の証明書を交付するときは、釜石市手数料条例(平成12年釜石市条例第15号)の規定に基づき手数料を徴収するものとする。

(駐車場の明渡しの届出)

第26条 第20条第1項の規定は、条例第54条において準用する条例第41条第1項の規定による届出について準用する。この場合において、第20条第1項中「市営住宅明渡届(様式第28号)」とあるのは、「市営住宅駐車場明渡届(様式第37号)」と読み替えるものとする。

(使用料)

第27条 条例第61条第1項の規定による使用料の額は、別表第3に定める額とする。

第5章 補則

(市営住宅検査員の証)

第28条 条例第67条第3項に規定する身分を示す証票は、市営住宅検査員証(様式第38号)とする。

(釜石市営住宅管理人の委嘱)

第29条 市長は、条例第66条第5項の規定に基づき市営住宅管理人(以下「管理人」という。)を市営住宅に居住する者のうちから委嘱する。

2 管理人の管理すべき住宅及び区域は、市長が定める。

(解任)

第30条 市長は、管理人が次の各号のいずれかに該当するときは、管理人の職を解く。

- (1) 市営住宅から退去し、入居者の資格を失ったとき。
- (2) 心身等の故障により、管理人の職務の遂行が困難と認められるとき。
- (3) その他、市長が管理人として不適切と認めたとき。

(職務)

第31条 管理人は、住宅監理員の指揮のもと、次の職務を行う。

- (1) 市営住宅及び共同施設の管理
- (2) 入居者に対する連絡

(3) 災害予防のために必要な事項の連絡等
(敷地の目的外使用)

第32条 条例第68条に規定する使用の許可及びその処分は、釜石市行政財産使用料条例(昭和42年釜石市条例第28号)により行うものとする。

(補則)

第33条 この規則に定めるもののほか、その施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の釜石市営住宅管理規則(以下「旧規則」という。)の規定により市営住宅に入居している者は、この規則による改正後の釜石市営住宅管理規則(以下「新規則」という。)の規定により市営住宅に入居している者とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により市営住宅駐車場を利用している者は、新規則の規定により市営住宅駐車場を使用している者とみなす。

附 則(平成11年3月11日規則第6号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月25日規則第58号)

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の釜石市営住宅管理規則の規定、第2条の規定による改正後の釜石市改良住宅管理規則の規定及び第3条の規定による改正後の釜石市コミュニティ住宅管理規則の規定は、平成12年10月1日から適用する。

附 則(平成15年3月28日規則第3号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年2月1日規則第1号)

この規則は、平成17年2月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第7号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日規則第5号の3)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日規則第6号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月26日規則第5号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日規則第6号の13)

この規則は、平成25年5月15日から施行する。

附 則(平成25年10月21日規則第11号の2)

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

附 則(平成25年12月20日規則第15号)

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日規則第2号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日規則第2号の3)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第3号の3)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年5月1日規則第5号の2)

この規則は、平成27年5月1日から施行する。

附 則(平成27年7月1日規則第7号)

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則(平成28年4月22日規則第12号の17)

この規則は、平成28年5月1日から施行する。

附 則(平成28年5月27日規則第12号の18)

この規則は、平成28年6月10日から施行する。

附 則(平成28年6月30日規則第15号の8)

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則(平成28年8月29日規則第20号の2)

この規則は、平成28年9月1日から施行する。

附 則(平成28年9月27日規則第21号の3)
この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成28年12月9日規則第27号)
この規則は、平成28年12月20日から施行する。

附 則(平成29年2月1日規則第2号の2)
この規則は、平成29年2月10日から施行する。

附 則(平成29年3月1日規則第2号の4)
この規則は、平成29年3月15日から施行する。

附 則(平成29年3月22日規則第3号の3)
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月1日規則第11号の2)
この規則は、平成29年6月1日から施行する。

附 則(平成29年7月31日規則第12号の3)
この規則は、平成29年8月1日から施行する。

附 則(平成29年8月10日規則第12号の4)
この規則は、平成29年8月21日から施行する。

附 則(平成29年9月15日規則第12号の6)
この規則は、平成29年9月22日から施行する。

附 則(平成29年9月15日規則第12号の7)
この規則は、平成29年11月13日から施行する。

附 則(平成30年1月1日規則第1号)
この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則(平成30年3月1日規則第2号の2)
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年5月23日規則第11号の2)
この規則は、平成30年5月23日から施行する。

附 則(平成30年10月24日規則第18号)
この規則は、平成30年10月24日から施行する。

附 則(平成30年12月14日規則第21号)
この規則は、平成30年12月14日から施行する。

附 則(平成31年3月27日規則第6号の6)
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年10月1日規則第4号の2)
この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年4月25日規則第10号の3)
この規則は、令和2年4月25日から施行する。

附 則(令和8年4月1日規則第22号)
この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1(第1条の2関係)

区分	措置
条例第3条の8第2項 に規定する規則で定める措置	住宅が評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)第5の5の5—1(3)の等級4の基準を満たすこととなる措置
条例第3条の8第3項 に規定する規則で定める措置	住宅の床及び外壁の開口部が評価方法基準第5の8の8—1(3)イの等級2の基準又は評価方法基準第5の8の8—1(3)ロ①cの基準(鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅以外の住宅にあっては、評価方法基準第5の8の8—1(3)ロ①dの基準)及び評価方法基準第5の8の8—4(3)のロの等級2の基準を満たすこととなる措置
条例第3条の8第4項 に規定する規則で定める措置	条例第3条の8第4項 に規定する住宅の構造耐力上主要な部分及びこれと一体的に整備される部分が評価方法基準第5の3の3—1(3)の等級3の基準(木造の住宅にあっては、評価方法基準第5の3の3—1(3)の等級2の基準)を満たすこととなる措置
条例第3条の8第5項 に規定する規則で定める措置	住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管が専用配管にあっては評価方法基準第5の4の4—1(3)のイの等級3の、共用配管にあっては評価方法基準第5の4の4—2(3)のロの等級2の基準を満たすこととなる措置
条例第3条の9第3項 に規定する規則で定める措置	市営住宅の各住戸の居室の内装の仕上げに評価方法基準第5の6の6—1(2)イ②の特定建材を使用する場合にあっては、評価方法基準第5の6の6—1(3)ロの等級3の基準を満たすこととなる措置
条例第3条の10 に規定する規則で定める措置	住戸内の各部が評価方法基準第5の9の9—1(3)のハの等級3の基準を満たすこととなる措置

条例第3条の11に規定する規則で定める措置	市営住宅の通行の用に供する共用部分が評価方法基準第5の9の9—2(3)のロの等級4の基準を満たすこととなる措置
-----------------------	---

別表第2(第2条関係)

名称	位置
洞泉市営住宅	釜石市甲子町第4地割地内
花露辺復興住宅	釜石市唐丹町字花露辺73番地4
大石復興住宅	釜石市唐丹町字向54番地
箱崎白浜復興住宅	釜石市箱崎町第1地割1番地5
尾崎白浜復興住宅	釜石市大字平田第7地割96番地16
唐丹片岸復興住宅	釜石市唐丹町字片岸178番地6
小白浜復興住宅	釜石市唐丹町字小白浜地内
日向復興住宅	釜石市鶴住居町第29地割地内
荒川復興住宅	釜石市唐丹町字上荒川地内
本郷復興住宅	釜石市唐丹町字大曾根地内
室浜復興住宅	釜石市片岸町第10地割32地内
箱崎復興住宅	釜石市箱崎町第5地割、第7地割、第8地割及び第10地割地内
根浜復興住宅	釜石市鶴住居町第22地割地内
桑ノ浜復興住宅	釜石市箱崎町第13地割地内
片岸復興住宅	釜石市片岸町第9地割地内
両石復興住宅	釜石市両石町第2地割及び第3地割地内

別表第3(第27条関係)駐車場

名称	所在地	設置年度	台数	使用料 (1台当たり月額)
野田 市営住宅駐車場	釜石市野田町二丁目4番20	平成4年度	58台	2,000円
日向 市営住宅駐車場	釜石市鶴住居町第29地割18番地16	平成5年度	24台	2,000円
洞泉 市営住宅駐車場	釜石市甲子町第4地割189番地1	平成8年度	100台	2,000円
大町 市営住宅駐車場	釜石市大町三丁目19番1	平成20年度	25台	5,300円
大只越 市営住宅駐車場	釜石市大只越町一丁目33番及び34番1	平成22年度	41台	4,200円
上中島 復興住宅駐車場	釜石市上中島町三丁目58番56及び上中島町二丁目20番6	平成25年度	169台	4,200円
野田 復興住宅駐車場	釜石市野田町五丁目8番6	平成25年度	32台	3,100円
花露辺 復興住宅駐車場	釜石市唐丹町字花露辺73番地4	平成25年度	6台	1,000円
大石 復興住宅駐車場	釜石市唐丹町字向54番地	平成25年度	3台	1,000円
箱崎白浜 復興住宅駐車場	釜石市箱崎町第1地割1番地5	平成26年度	9台	1,000円
尾崎白浜 復興住宅駐車場	釜石市大字平田第7地割96番地16	平成27年度	5台	1,000円
唐丹片岸 復興住宅駐車場	釜石市唐丹町字片岸178番地6	平成27年度	4台	1,000円
小白浜 復興住宅駐車場	釜石市唐丹町字小白浜61番地、64番地、65番地及び146番地	平成27年度	32台	1,000円
日向 復興住宅駐車場	釜石市鶴住居町第29地割18番地78	平成27年度	30台	2,000円
只越	釜石市只越町一丁目11番1、二丁目	平成28年度	43台	5,300円

復興住宅駐車場	12番4、二丁目51番及び三丁目6番1			
大町 復興住宅駐車場	釜石市大町一丁目45番5、46番7、63番7及び64番1	平成28年度	46台	6,300円
	釜石市大町三丁目30番1	平成28年度	23台	5,300円
荒川 復興住宅駐車場	釜石市唐丹町字上荒川28番地内	平成28年度	8台	1,000円
本郷 復興住宅駐車場	釜石市唐丹町字大曾根地内	平成28年度	12台	1,000円
大渡 復興住宅駐車場	釜石市大渡町一丁目63番4	平成28年度	15台	5,300円
大只越 復興住宅駐車場	釜石市大只越町一丁目14番2	平成28年度	7台	5,300円
	釜石市大只越町一丁目11番4	平成29年度	10台	4,200円
室浜 復興住宅駐車場	釜石市片岸町第10地割32番地内	平成28年度	7台	1,000円
箱崎 復興住宅駐車場	釜石市箱崎町第5地割、第7地割、第8地割及び第10地割地内	平成28年度	31台	1,000円
鵜住居 復興住宅駐車場	釜石市鵜住居町一丁目、二丁目及び三丁目地内	平成28年度	126台	2,000円
根浜 復興住宅駐車場	釜石市鵜住居町第22地割地内	平成28年度	10台	1,000円
桑ノ浜 復興住宅駐車場	釜石市箱崎町第13地割地内	平成28年度	8台	1,000円
片岸 復興住宅駐車場	釜石市片岸第4地割及び第9地割地内	平成29年度	18台	2,000円
両石 復興住宅駐車場	釜石市両石町第2地割及び第3地割地内	平成30年度	25台	1,000円
浜町 復興住宅駐車場	釜石市浜町一丁目35番1	平成30年度	42台	4,200円

(表)

様式第1号(第2条の2関係)

市 営 住 宅 入 居 申 込 書

年 月 日

釜石市長 宛て

申込者 住 所
氏 名
電話番号(自 宅)
(勤務先)

市営住宅に入居したいので、次のとおり申し込みます。
また、申込者及び同居しようとする親族は暴力団員ではなく、このことについて、市長が警察署長に照会することに同意します。
なお、この申込書の内容が事実と相違するときは、入居の許可を取り消されても異議ありません。

入 居 希 望 住 宅				受付番号	※	
区 分	フリガナ氏名	続柄	生 年 月 日	勤務先・職業	収入の有 無	障害の等級等
入居しようとする者		本人			有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
扶養親族であって入居しない者					有・無	
					有・無	
					有・無	

住宅困窮事情 (最も住宅に困窮していると感じている事項を選び、番号を○で囲んでください。)	1 住宅以外の建物等に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な建物に居住している。 2 住宅がないため、親族と同居できない。 3 間取り又は世帯構成から同居生活に不適切な住宅に居住している。 4 正当な立ち退きの要求を受けている。 5 遠距離通勤(片道所要時間__時間__分)をしている。 6 収入に比して家賃が過重である。 7 婚約中であるが結婚後の住宅がない。 8 その他()
--	---

(裏)

現在居住している住宅等の状況	1 自己所有住宅	2 親族の所有住宅	3 借家	4 間借り
	家賃月額	円		

自動車の所有状況	普通自動車 台	小型自動車 台	軽自動車 台
現住居案内図(現住居の位置について目標となるものを記入してください。)			

(備考)

- 1 受付の際は、この申込書に記載された内容及び住宅困窮状況の詳しいことについてお伺いしますので、本人又は家族の方がおいでください。郵送による申込みの受付はいたしかねます。
- 2 この申込書及び添付書類に記載された内容に虚偽のある場合又はその他入居資格を欠くに至ったときは、申込みを無効としますので、あらかじめ御承知ください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。

収入金額計	※	円	所得金額計(A)	※	円
控除額	同居者及び別居の扶養親族	380,000円×	人	※	円
	70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族	100,000円×	人	※	円
	特定扶養親族	250,000円×	人	※	円
	障害者	270,000円×	人	※	円
	特別障害者	400,000円×	人	※	円
	寡婦・寡夫	円×	人	※	円
合計(B)				※	円

収入認定額{(A)-(B)}÷12	家賃の額(月額)
※ 円	※ 円

様式第2号(第2条の2関係)

市営住宅入居者決定通知書

文 書 番 号
年 月 日

様

釜石市長 

あなたを市営住宅の入居者として決定したので、次のとおり通知します。

市 営 住 宅 の 名 称			住 宅 番 号	
市営住宅の所在地	釜石市			
収 入 認 定 額	円			
家 賃 の 額 (月 額)	円			
入 居 者 及 び 同 居 者	氏 名	続 柄	生 年 月 日	
		本 人		
入 居 条 件				

様式第3号(第4条関係)

市 営 住 宅 入 居 請 書

年 月 日

釜石市長 宛て

入 居 者 住 所
氏 名
電話番号



緊急連絡人 住 所
フリガナ
氏 名
電話番号
入居者との関係
勤務先



市営住宅の 名 称		住宅番号	
市営住宅の 所 在 地	釜石市		
入居者氏名			

年 月 日付けで入居者として決定された上記市営住宅の使用については、釜石市営住宅条例及び釜石市営住宅条例施行規則を遵守するとともに、市営住宅監理員の指示に従います。

様式第4号(第4条関係)

市 営 住 宅 入 居 可 能 日 通 知 書

文 書 番 号
年 月 日

様

釜石市長 

年 月 日付けで入居者として決定した市営住宅の入居可能日を、次のとおり通知します。

市営住宅の 名称		住宅番号	
市営住宅の 所在地	釜石市		
入居指定日	年 月 日		

備考

- 1 入居可能日から起算して15日以内に入居してください。
 この期間内に入居できない事情があるときは、その旨を申し出てください。
 なお、正当な理由がなく入居しないときは、入居の決定を取り消すことがあります。
- 2 家賃は、入居可能日から算定されます。

様式第5号(第5条関係)

市営住宅緊急連絡人変更届

年 月 日

釜石市長 宛て

入居者 住 所
市営住宅の名称
氏 名
電話番号

釜石市営住宅条例施行規則第 5 条の規定により、下記のとおり市営住宅緊急連絡人に変更がありましたので、届け出ます。

記

変更事項	☐ 緊急連絡人の変更 ☐ 記載情報の一部変更		
住 所			
フリガナ 氏 名		入居者との 関係	
電話番号			
勤 務 先			
備 考			

※緊急連絡人となる方の本人確認書類(運転免許証など)を添付してください。
※電話番号は、日中連絡が取りやすいものを記入してください。

様式第7号(第7条関係)

市営住宅同居承認申請書

年 月 日

釜石市長 宛て

入居者 住 所
市営住宅名
氏 名
電話番号

市営住宅への同居について承認を得たいので、次のとおり申請します。
また、入居者及び同居しようとする親族は暴力団員ではなく、このことについて、市長が警察署長に照会することに同意します。
なお、この申請書の内容が事実と相違するときは、入居の許可を取り消されても異議ありません。

現 住 所					
フリガナ氏名	入居者との続柄	生年月日	勤務先又は学校名	年間収入(円)	
理由					

- 添付書類
- 1 入居者との関係を証することのできる戸籍の抄本又は謄本
 - 2 同居させようとする者の住民票の写し
 - 3 同居させようとする者の収入の額を証する書類

様式第8号(第7条関係)

市營住宅同居承認書

文書番号

年 月 日

様

釜石市長



年 月 日付けで申請のあった市営住宅への同居について、次のとおり承認したので通知します。

市営住宅の名称		住宅番号	
新たに同居 する者	氏 名	入居者との続柄	生 年 月 日
承認の条件			

市營住宅入居承繼承認書

年 月 日

様

年 月 日付けで申請のあった市営住宅の入居の承継について、次のとおり承認したので通知します。

市営住宅の名称		住宅番号	
承継者及び同居者	氏 名	続 柄	生 年 月 日
		本 人	
承認の条件			

様式第12号(第11条関係)

様式第12号(第11条関係)

収 入 申 告 書

年 月 日

釜石市長 宛て

入居者 住 所
市営住宅名
氏 名
電話番号

年1月1日から 年12月31日までの収入を、関係書類を添えて、次のとおり申告します。

	氏 名	続柄	生 年 月 日	勤務先・職業	給与収入金額 (円)	公的年金額 (円)	給 与 以 外 の 所 得 金 額(円)	障害の 等級等	寡 婦 寡 夫
入居者		本人							
同居者									
別居の 扶 養 親 族									

添付書類

- 1 年1月1日現在に居住していた住所を管轄する市区町村長が発行する所得証明書
- 2 入居者等が心身に障害を有している場合は、身体障害者手帳等の障害の程度を証する書類の写し

様式第13号(第12条関係)

市営住宅収入認定額通知書

文 書 番 号
年 月 日

様

釜石市長 

あなたの収入の申告に基づき、収入の額を認定したので、市営住宅の毎月の家賃の額と併せて次のとおり通知します。

市 営 住 宅 の 名 称			住 宅 番 号	
所 得 金 額 合 計 (A)			円	
控 除 額	同居者及び別居の扶養親族	380,000円×	人	円
	70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族	100,000円×	人	円
	特 定 扶 養 親 族	200,000円×	人	円
	障 害 者	270,000円×	人	円
	特 別 障 害 者	400,000円×	人	
	寡 婦 ・ 寡 夫	円×	人	円
合 計 (B)			円	
収 入 認 定 額 { (A) - (B) } ÷ 12				円

収入超過・高額所得	家 賃 の 額 (月額)	適 用 開 始 年 月
有 ・ 無	円	年 月

- 1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、釜石市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 取消訴訟について
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、釜石市を被告として(訴訟において釜石市を代表する者は釜石市長となります。)提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第14号(第12条、第18条関係)
市営住宅収入認定額(収入超過者認定・高額所得者認定)
更正申出書

年 月 日

釜石市長 宛て

入居者 住 所
市営住宅名
氏 名
電話番号

収入認定額(収入超過者の認定・高額所得者の認定)の更正を、次のとおり申し出ます。

理 由		
所得額の更正	更正前	円
	更正後	円
所得控除の更正	更正前	円
	更正後	円

備考 申出の理由の事実を証する書類を添付してください。

様式第15号(第12条関係)

市営住宅収入認定額更正通知書

文 書 番 号
年 月 日

様

釜石市長 

年 月 日付で申出のあった収入認定額の更正については、次のとおり更正したので通知します。

市 営 住 宅 の 名 称			住 宅 番 号	
所 得 金 額 合 計 (A)			(	) 円
控 除 額	同 居 者 及 び 別 居 の 扶 養 親 族	(380,000円× 人) 380,000円× 人	(	) 円
	70歳以上の同一生計 配偶者及び老人扶養親族	(100,000円× 人) 100,000円× 人	(	) 円
	特 定 扶 養 親 族	(250,000円× 人) 250,000円× 人	(	) 円
	障 害 者	(270,000円× 人) 270,000円× 人	(	) 円
	特 別 障 害 者	(400,000円× 人) 400,000円× 人	(	) 円
	寡 婦 ・ 寡 夫	(円× 人) 円× 人	(	) 円
合 計 (B)			(	) 円
収 入 認 定 額 { (A) - (B) } ÷ 12			(	) 円

※ ()内の額等は、従前決定した額等である。

収入超過・高額所得	家 賃 の 額 (月額)	適 用 開 始 年 月 日
有 ・ 無	円	年 月 日

様式第16号(第14条関係)

市営住宅家賃(敷金)減免(徴収猶予)申請書

年 月 日

釜石市長 宛て

申請者 住 所 釜石市
市営住宅名
氏 名
電話番号

市営住宅の家賃(敷金)の減免(徴収猶予)を受けたいので、次のとおり申請します。

区 分	納 付 す べ き 金 額	減 免(徴 収 猶 予)を 受けようとする金額	減 免(徴 収 猶 予)を 受けようとする期間		
家賃の額 (月 額)	円	円	年 月から 年 月まで		
敷 金	円	円	年 月から 年 月まで		
理 由					
申 請 者 及 び 同 居 者 の 状 況	氏 名	続 柄	生 年 月 日	勤 務 先 等	年 間 の 収 入 (円)
		本 人			

備考 申請の理由の事実を証する書類を添付してください。

様式第17号(第14条関係)

市営住宅家賃(敷金)減免(徴収猶予)承認通知書

文 書 番 号
年 月 日

様

釜石市長 

年 月 日付けで申請のあった市営住宅の家賃(敷金)の減免(徴収猶予)については、次のとおり承認したので通知します。

市営住宅の名称		住宅番号		
区 分	減免(徴収猶予)前の金額	減免(徴収猶予)をする金額	差引納付額	減免(徴収猶予)をする期間
家賃の額 (月 額)	円	円	円	年 月から 年 月まで
敷 金	円	円	円	年 月から 年 月まで
承認の条件				

様式第18号(第15条関係)

市 営 住 宅 (駐 車 場) 不 使 用 届

年 月 日

釜石市長 宛て

入居者 住 所
市営住宅名
氏 名
電話番号

市営住宅(駐車場)を使用しないので、次のとおり届け出ます。

使用しない市営住宅 (駐車場の区画)	住宅 号 (番)
使 用 し な い 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
理 由	
使用しない期間の連絡先	
備 考	

様式第19号(第16条関係)

市営住宅用途外使用承認申請書

年 月 日

釜石市長 宛て

入居者 住 所
市営住宅の名称
氏 名
電話番号

市営住宅の一部を住宅以外の用途に使用することについて承認を得たいので、次のとおり申請します。

市 営 住 宅 の 名 称	
用 途	
理 由	
期 間	
住宅以外の用途に使用する部分の見取図(住宅以外の用途に使用する部分は、朱書きして下さい。)	

様式第20号(第16条関係)

市営住宅用途外使用承認通知書

文 書 番 号
年 月 日

様

釜石市長 

年 月 日付けで申請のあった市営住宅の一部を住宅以外の用途に使用する
ことについては、次のとおり承認したので通知します。

市 営 住 宅 の 名 称	
用 途	
期 間	
住宅以外の用途に使用する部分の見取図	
条 件	

様式第21号(第17条関係)

市営住宅原状変更承認申請書

年 月 日

釜石市長 宛て

入居者 住 所
市営住宅名
氏 名
電話番号

市営住宅の原状の変更について承認を得たいので、次のとおり申請します。

原状変更の内容	模様替	増築	地形変更	工作物の設置
規 模 及 び 構 造				
仕 様 の 概 要				
工 事 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
理 由				

備考 設計図面等を添付してください。

様式第22号(第17条関係)

市営住宅原状変更承認通知書

文 書 番 号
年 月 日

様

釜石市長 

年 月 日付けで申請のあった市営住宅の原状の変更について、次のとおり承認したので通知します。

市営住宅の名称		住宅番号	
原状変更の内容	模様替 増築 地形変更 工作物の設置		
規模及び構造			
仕 様 の 概 要	(別紙設計図面のとおり)		
条 件	1 市営住宅の原状を変更することに要する一切の費用は、申請者の負担とすること。 2 申請者が当該住宅を明け渡すときは、申請者の負担において原状に回復し、又は撤去すること。 3 市営住宅の管理上この承認を取り消したときは、申請者の負担において原状に回復し、又は撤去すること。この場合において生じた申請者の損害について、市はこれを補償しない。 4 申請者は、上記の場合において損害の請求又は異議は一切申し立てないこと。		

様式第23号(第18条関係)

市営住宅収入超過者認定通知書

文 書 番 号
年 月 日

市営住宅の名称
氏 名 様

釜石市長 ㊟

あなたの世帯の収入認定額は釜石市営住宅条例第5条第2号に規定する収入基準額を超えており、かつ、引き続き3年以上市営住宅に入居していることから、収入超過者として認定したので通知します。

なお、収入超過者として認定された者は、同条例第31条の規定により市営住宅を明け渡すよう努めなければなりませんので、その旨申し添えます。

収 入 認 定 額	収 入 基 準 額
円	円

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、釜石市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、釜石市を被告として(訴訟において釜石市を代表する者は釜石市長となります。)提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第24号(第18条関係)

市営住宅高額所得者認定通知書

文 書 番 号
年 月 日

市営住宅の名称
氏 名 様

釜石市長 

あなたの世帯の収入額は2年間引き続き公営住宅法施行令第9条に規定する高額所得者の収入基準額を超えており、かつ、引き続き3年以上市営住宅に入居していることから、高額所得者として認定したので通知します。

なお、高額所得者として認定された者は、釜石市営住宅条例第32条の規定により市営住宅を明け渡すことになっておりますので、その旨申し添えます。

	収 入 額 (月 額)	高 額 所 得 者 の 収 入 基 準 額
年度	円	円
年度	円	円

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、釜石市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、釜石市を被告として(訴訟において釜石市を代表する者は釜石市長となります。)提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第25号(第18条関係)

市営住宅収入超過者(高額所得者)認定更正通知書

文 書 番 号
年 月 日

様

釜石市長 

年 月 日付けで申出のあった収入超過者(高額所得者)の認定の更正については、次のとおり更正したので通知します。

市営住宅の名称		住宅番号	
収 入 認 定 額	更正前 円	更正後 円	
更正後の入居者の区分	収入超過者及び高額所得者以外の入居者 収入超過者 高額所得者		

年 月 日

申出者 住 所
 市営住宅の名称
 氏 名
 電話番号

[illegible]

様式第27号(第19条関係)

市営住宅建替事業に伴う市営住宅入居決定通知書

文 書 番 号
年 月 日

様

釜石市長 

市営住宅建替事業に伴う新たに整備される市営住宅への入居の申出については、あなたを入居者として決定したので、次のとおり通知します。

入居を決定した市営住宅				
市 営 住 宅 の 所 在 地		釜石市		
家 賃 の 額(月額)		円(年度分) (年度以降は、釜石市営住宅条例第39条及び第40条の規定により算出した額)		
入 居 期 限		年 月 日		
入 居 者 及 び 同 居 者	氏 名	続 柄	生 年 月 日	年 齢
入 居 条 件				

様式第28号(第20条関係)

市 営 住 宅 明 渡 届

年 月 日

釜石市長 宛て

入居者 住 所
市営住宅名
氏 名
電話番号

市営住宅を明け渡したいので、次のとおり届け出ます。

明 渡 予 定 年 月 日		年 月 日
移転先	住 所	
	電 話 番 号	
理 由 (該当する番号を○で 囲んでください。)		1 住宅の取得 2 他の賃貸住宅への移転 3 親族との同居 4 転勤 5 その他()
検査員記入欄	検 査 年 月 日	※ 年 月 日
	明 渡 年 月 日	※ 年 月 日

備考 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第29号(第20条関係)

敷 金 還 付 請 求 書

年 月 日

釜石市長 宛て

請求者 住 所
氏 名
電話番号



市営住宅の明渡検査が終了したので、次のとおり敷金の還付を請求します。

明 け 渡 す 市 営 住 宅 の 名 称		住宅番号	
請 求 金 額	円		
受 領 方 法	1 口座振替 2 直接受領(会計課窓口)		
金 融 機 関 名	種別	口 座 名 義 人	
銀行 本 信用金庫 店 労働金庫 支 農業協同組合 岩手県信用漁業組合連合会	普通 当座		
	口 座 番 号		
受 領 委 任			

備考 受領方法が口座振替受領の場合において、請求者と口座名義人が異なるときは、受領委任の欄に受領を委任する旨を記入してください。

様式第30号(第21条関係)

市 営 住 宅 使 用 許 可 申 請 書

年 月 日

釜石市長 宛て

申請者 所在地
法人等名称
代表者氏名
電話番号

市営住宅を使用したいので、次のとおり申請します。

使用許可を受けようとする市営住宅の名称				住宅番号	
市営住宅を使用して行う事業の概要及び目的					
使 用 期 間		年 月 日から		年 月 日まで	
居 住 者 の 状 況	氏 名	生 年 月 日	勤 務 先 等	年 間 収 入 (円)	
世話人の氏名及び連絡先					

添付書類

- 1 定款、約款、規約等団体の活動を定めた書類
- 2 法人格、責任役員を証する書類

様式第31号(第21条関係)

市営住宅使用許可(不許可)通知書

文 書 番 号
年 月 日

所在地
法人等名称
代表者氏名 様

釜石市長 印

年 月 日付けで申請のあった市営住宅の使用について、次のとおり決定したので通知します。

決 定 の 区 分	許 可 ・ 不 許 可
使 用 市 営 住 宅	
使 用 目 的	
使 用 開 始 日	年 月 日
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使 用 料 (月 額)	円
許 可 の 条 件	1 釜石市営住宅条例及び釜石市営住宅条例施行規則並びにこれらに基づく指示を遵守すること。
不 許 可 の 理 由	

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、釜石市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、釜石市を被告として(訴訟において釜石市を代表する者は釜石市長となります。)提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第32号(第23条関係)

市 営 住 宅 駐 車 場 利 用 申 込 書

年 月 日

釜石市長 宛て

入居者 住 所
市営住宅名
氏 名
電話番号

市営住宅駐車場を利用したいので、次のとおり申し込みます。

自動車の使用者の氏名		入居者との 続 柄	
自 動 車 保 有 の 有 無	有 ・ 無(年 月購入予定)		
保 管 場 所 の 位 置		区画番号	
自 動 車 登 録 番 号 又 は 車 両 番 号		車 台 番 号	
車 名	自動車の種別		総排気量又は定格出力
			kW l
車 種 名			車 体 の 色
大 き さ	長さ cm、幅 cm、高さ cm		

添付書類 運転免許証の写し、自動車検査証の写し

様式第34号(第24条関係)

市営住宅駐車場使用自動車変更届

年 月 日

釜石市長 宛て

入居者 住 所
市営住宅名
氏 名
電話番号

釜石市営住宅条例施行規則第24条の規定により、使用する自動車を変更したので届け出ます。

使用許可区画番号			
自 動 車 の 種 別			
車 名		総排気量又は 定 格 出 力	kW l
車 種 名		車 体 の 色	
自動車の登録番号 又は車両番号			
自 動 車 の 使 用 者		入居者との続柄	

※ 添付書類 自動車検査証の写し

様式第35号(第25条関係)

市営住宅駐車場使用許可証明書交付申請書

年 月 日

釜石市長 宛て

入居者 住 所
市営住宅の名称
氏 名
電話番号

釜石市営住宅条例施行規則第25条第1項の規定により、市営住宅駐車場使用許可証明書の交付を申請します。

証 明 書 の 用 途	
住 宅 名 及 び 住 宅 番 号	住宅 号
駐 車 場 の 名 称	住宅駐車場
駐 車 場 の 位 置	釜石市
使 用 区 画 番 号	番
使用許可年月日	年 月 日

様式第36号(第25条関係)

市営住宅駐車場使用許可証明書

年 月 日

様

釜石市長 

自動車の保管場所として、次のとおり使用を許可していることを証明します。

使 用 者	住所
	氏名
駐 車 場 の 名 称	市営住宅駐車場
駐 車 場 の 位 置	釜石市
使用許可区画番号	番
使 用 許 可 期 間	年 月 日 から 返還日 まで

様式第37号(第26条関係)

市 営 住 宅 駐 車 場 明 渡 届

年 月 日

釜石市長 宛て

入居者 住 所
市営住宅名
氏 名
電話番号

市営住宅駐車場を明け渡したいので、次のとおり届け出ます。

自 動 車 の 使 用 者 の 氏 名		入居者との 続 柄	
保管場所の位置		区 画 番 号	
明 渡 年 月 日	年 月 日		

様式第38号(第28条関係)

(表)

第 号

市営住宅検査員証

所属 釜石市 課

職名

氏名

年 月 日生

釜石市営住宅条例第67条第3項に規定する市営住宅検査員であることを証明する。

年 月 日

釜石市長



(裏)

釜石市営住宅条例

(拔粹)

(立入検査)

第67条 市長は、市営住宅の管理上必要
があると認めるときは、市営住宅監視
員若しくは市長の指定した者に市営住
宅の検査をさせ、又は入居者に対して
適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該市営住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。